

## 九州大学学術推進職規程

平成30年度九大規程第121号  
制 定：平成31年 3月29日  
最終改正：令和 5年 3月30日  
(令和4年度九大規程第91号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学高度専門職員人事規程（平成26年度九大就規第25号）第3条第2項の規定に基づき、学術推進職の職務その他の必要な事項について定めるものとする。

### (職務等)

第2条 学術推進職は、次の各号に掲げるすべての業務に従事するものとする。

- (1) 特殊性を有し高度かつ専門的な知識等を必要とする全学的な業務
- (2) 前号の業務に密接に関連した研究活動業務
- 2 学術推進職に、学術推進主幹、学術推進准主幹及び学術推進専門員を置く。
- 3 学術推進主幹は第1項の職務に加え、学術推進准主幹及び学術推進専門員が従事する職務を統括し、学術推進准主幹及び学術推進専門員を育成する。

### (資格)

第3条 学術推進職となることができる者は、その職務に応じて次の各号に掲げるそれぞれの要件のいずれにも該当するものとする。

#### (1) 学術推進主幹

- イ 特定の分野において、特に高度の専門的な知識及び能力を有する者
- ロ 博士の学位を有する者（外国において授与されたこれに相当する学位を有する者及び修士の学位を有し、特定の分野における業績によりこれに準ずると認められる者を含む。以下同じ。）

#### (2) 学術推進准主幹

- イ 特定の分野において、高度の専門的な知識及び能力を有する者
- ロ 博士の学位、修士の学位又は専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。以下同じ。）を有する者

#### (3) 学術推進専門員

- イ 特定の分野において、専門的な知識及び能力を有する者
- ロ 修士の学位（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を修了した者については、学士の学位を含む。）若しくは専門職学位を有する者又は特定の分野における業績によりこれに準ずると認められる者

### (配置)

第4条 学術推進職は、基幹教育院、エネルギー研究教育機構、アジア・オセアニア研究教育機構、学内共同教育研究センター、情報統括本部、統合移転推進本部、基金本部、広報本部、グローバル化推進本部、学術研究・産学官連携本部、未来社会デザイン統括本部、データ駆動イノベーション推進本部、未来人材育成機構及び九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第16条に規定する推進室等が、第2条第1項各号に掲げる業務のいずれも行いう場合に配置することができる。

### 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第49号）

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規程第123号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規程第91号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。